

# 新たなモビリティに関する法令上の整理

損害保険料率算出機構では自動車保険の参考純率や自賠責保険の基準料率などを算出しており、社会環境の変化や将来のリスク動向についても調査・研究を行っています。これらの取組みの中で得られた皆様に有用な知見や分析結果などは、刊行物やレポートなどを通じて社会に発信しています。

## 目次

2023年11月30日

- 1 はじめに…p.1
  - 2 道路交通法における電動キックボードに関する取扱い…p.1
  - 3 道路交通法における電動キックボード以外の車両に関する取扱い…p.3
  - 4 自賠責保険（共済）における電動キックボードに関する取扱い…p.3
  - 5 おわりに…p.4
- [参考]レポートに登場したモビリティ…p.4

## 1. はじめに

2023年7月に改正道路交通法が施行され、電動キックボードなどに対応した新たな車両区分が設けられました。電動キックボードは、街中でもシェアリングサービスが見かけられる等、話題となっています。また、電動キックボード以外にも、道路交通法の改正によって、新たな車両区分の対象になるモビリティがあります。

そこで本レポートでは、それらの紹介とともに、自賠責保険（共済）における取扱いについても触れていきます。

## 2. 道路交通法における電動キックボードに関する取扱い

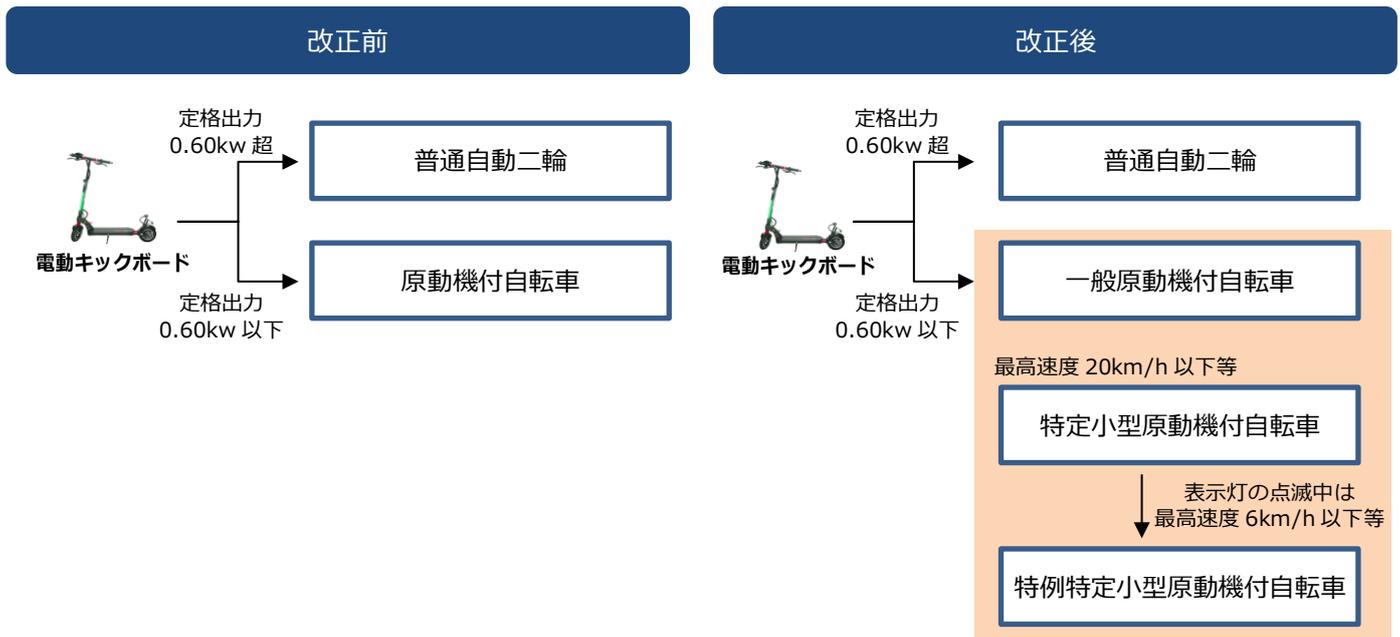
電動キックボードは、道路交通法の改正前（2023年6月30日まで）は、定格出力に応じ0.60kw超のものは「普通自動二輪車」、0.60kw以下のものは「原動機付自転車」に分類されていました。

しかし、従来からこれらの車両区分の対象となっていたバイク等とは車両の特徴や利用実態が異なる側面があったため、政府は車両保安基準や道路交通法上のルールをより適したものとなるよう整理しました。

2023年7月の改正道路交通法の施行後は、これまでの原動機付自転車は「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に分けられ、最高速度が20km/h以下の電動キックボード等の小型モビリティは「特定小型原動機付自転車」に分類されることとなりました。さらに、特定小型原動機付自転車のうち、最高速度表示灯の点滅中は6km/hを超える速度を出すことができない等の要件を満たすものを「特例特定小型原動機付自転車」としました。電動キックボードも定格出力や最高速度等に応じて、これらの区分に分類されます（図表1および図表2参照）。

なお、「特定小型原動機付自転車」と「特例特定小型原動機付自転車」は、運転免許が不要です。また、「特例特定小型原動機付自転車」は一部歩道で通行が可能です。

図表 1：道路交通法における電動キックボードの区分



図表 2：「一般原動機付自転車」「特定小型原動機付自転車」および「特例特定小型原動機付自転車」の要件等

	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
車体の大きさ	右記を満たさないもの	長さ 190cm 以下 幅 60cm 以下	(特定小型原動機付自転車と同様)
原動機	総排気量 50cc 以下または 定格出力 0.60kw 以下	定格出力 0.60kw 以下の電動機	(特定小型原動機付自転車と同様)
法定最高速度	30km/h 以下	20km/h 以下	6km/h 以下
最高速度表示灯	—	点灯	点滅
運転免許	必要	不要 (16 歳以上)	不要 (16 歳以上)
走行場所	車道	車道・自転車専用レーン	・車道・自転車専用レーン ・自転車通行可の歩道
ヘルメット	着用義務	努力義務	努力義務
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと</li> <li>・オートマチック・トランスミッション (AT) 機構がとられていること</li> <li>・最高速度表示灯が備えられていること</li> <li>・道路運送車両の保安基準に適合していること</li> </ul>	(特定小型原動機付自転車と同様) 特定小型原動機付自転車と切替え可能 (走行中は不可) なものもある。

出典：警視庁ウェブサイトおよび e-Gov ポータルを基に作成

### 3. 道路交通法における電動キックボード以外の車両に関する取扱い

電動キックボード以外の車両についても、2023年の道路交通法改正によって分類が変更されたものがあります。

例えば、「電動サイクル」「電動自転車」等と呼ばれるもののうち、ペダルを漕がなくても走ることができる、いわゆる「ペダル付原動機付自転車」については、その一部が「特定小型原動機付自転車」等※に分類されます。

一方、2023年4月の道路交通法改正では、一部のモビリティのうち、車体の大きさ等、一定の要件を満たす車両については、「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」と分類され、歩行者と同等の扱いになっています（図表3参照）。

※平坦舗装路で最高速度が20km/hを超える等、仕様に応じて他の車両区分に分類される場合があります。

図表3：「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」に分類される要件

車体の大きさ	車体の構造
長さ：120センチメートル以下	原動機として、電動機を用いること。
幅：70センチメートル以下	6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
高さ：120センチメートル以下（※）	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（※）・移動用小型車については、ヘッドサポートを除いた部分の高さ

・遠隔操作型小型車については、センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置およびヘッドサポートを除いた部分の高さ

出典：全国共済農業協同組合連合会ウェブサイトを基に作成

### 4. 自賠責保険（共済）における電動キックボードに関する取扱い

これまで紹介した電動キックボードやペダル付原動機自転車（以下「電動キックボード等」）の一部が該当する「特定小型原動機付自転車」「特例特定小型原動機付自転車」は、今般の道路交通法の改正に関わらず、引き続き自賠責保険（共済）の加入が必須となります。一方で、移動用小型車、遠隔操作型小型車に分類される車両は、自賠責保険（共済）の加入の対象外となります。

自賠責保険（共済）は、自動車の用途・車種（乗用/貨物、普通/小型/軽、四輪/二輪など）により保険料（共済掛金）が決定されます。この自賠責保険（共済）の用途・車種の区分は、自動車損害賠償保障法施行令に基づくもので、ここまで紹介してきた道路交通法で定める車両区分とは必ずしも一致しません。

2024年3月末まで、自賠責保険（共済）では、電動キックボード等は定格出力や車両の大きさ等に応じて「原動機付自転車」、「軽自動車（検査対象外）」または「小型二輪自動車」に分類され、それぞれの料率区分の自賠責保険料（共済掛金）が適用されます。

道路交通法において「特定小型原動機付自転車」や「特例特定小型原動機付自転車」に該当する電動キックボード等は、2024年3月末までは「原動機付自転車」の自賠責保険料（共済掛金）が適用されますが、同年4月以降は特定小型原動機付自転車のための新しい保険料（共済掛金）が適用される予定です。

今後、区分が新設され、現行の原動機付自転車の保険料（共済掛金）より安くなる場合、一定の条件に該当する契約については、保険（共済）期間や始期日等に応じた保険料（共済掛金）の一部が返還される可能性があります。詳細は一般社団法人 日本損害保険協会のウェブサイト

(<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>) をご確認ください。

また、用途・車種の区分については、任意保険である自動車保険の参考純率についても今後適切に対応していきます。

## 5. おわりに

新たなモビリティが普及するなか、本レポートで紹介したような交通環境に関する法令などの整備も進められています。今後も当機構では、損害保険の周辺環境の動向について、調査や情報発信を行ってまいります。

### 【参考 レポートに登場したモビリティ】

本レポートに登場したモビリティを表にまとめました。

一般的な名称	画像（例）	道路交通法上の区分	自賠責保険（共済）の付帯
電動キックボード	 <p>画像提供：swallow 合同会社</p>	特定小型原動機付自転車 特例特定小型原動機付自転車 ※仕様に応じて一般原動機付自転車等の他の区分に該当する場合がある。	必要
電動サイクル	 <p>画像提供：glafit 株式会社</p>	特定小型原動機付自転車 ※仕様に応じて一般原動機付自転車等の他の区分に該当する場合がある。	必要
移動用小型車	 <p>画像提供：トヨタ自動車株式会社</p>	移動用小型車	不要

一般的な名称	画像（例）	道路交通法上の区分	自賠責保険（共済）の付帯
自動配送ロボット	 <p>画像提供：パナソニックホールディングス株式会社</p>	遠隔操作型小型車	不要
歩行速モビリティ	 <p>画像提供：ZMP「RakuRo®（ラクロ®）」</p>		

## [出典]

- ・ e-Gov ポータル  
<https://www.e-gov.go.jp>
- ・ glafit 株式会社  
<https://glafit.com/>
- ・ swallow 合同会社  
<https://swallow-scooter.com/>
- ・ (一社) 日本損害保険協会ウェブサイト  
「【自賠責】特定小型原付（電動キックボード等）保険料（共済掛金）返還について」  
<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>
- ・ 株式会社 ZMP  
<https://www.zmp.co.jp/>
- ・ 警察庁ウェブサイト  
「特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について」  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>
- ・ 警視庁ウェブサイト  
「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルール等について」  
[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric\\_mobility/electric\\_kickboard.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html)
- ・ 全国共済農業協同組合連合会ウェブサイト  
「道路交通法改正による「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱いについて（自賠責共済・自動車共済）」（2023年6月7日）

<https://www.ja-kyosai.or.jp/important/20230607.html>

- ・トヨタ自動車株式会社

「EVの普及を目指して」(2019年6月7日付ニュースリリース)

<https://global.toyota/jp/newsroom/corporate/28416855.html>

- ・パナソニックホールディングス株式会社

<https://holdings.panasonic.jp/corporate/mobility.html>